

令和2年4月3日  
令和2年4月17日更新  
令和2年4月30日更新  
令和2年5月8日更新  
令和2年5月19日更新  
令和2年6月1日更新  
令和2年6月24日更新  
令和2年7月21日更新  
令和2年8月6日更新

教職員 各位

日本文理大学学長（危機対策本部長）

### 新型コロナウイルス感染防止対策に基づく行動指針について

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、当面の間、各位に以下の行動及び「新しい生活様式（5月4日新型コロナウイルス感染症専門家会議提言）」（別添①実践例）」の実践・徹底を要請いたします。

#### 1. 感染防止のための行動指針

##### ①手洗いや咳エチケット等の感染症対策の徹底

- ・大学構内では必ずマスクを着用（熱中症に留意すること）。
- ・手洗い、手指消毒は、教室に入るとき、飲食前後、トイレの後、共用のものに触れたときなどに必ず行う。
- ・授業中や業務中での定期的な換気を徹底。
- ・「密閉空間」「密集場所」「密接場所」の3密をそれぞれ徹底的に回避する対策を講じる。

〔対策例〕○1時間に2回以上の換気

○設備・器具を頻繁に消毒

○座席位置の工夫（最低1mの距離を開ける）

○仕切り板等の遮断物を活用 等

##### ②体調管理の徹底

- ・毎日の体温測定の義務。
- ・「健康観察チェック表」を利用して健康観察を実施。

・発熱している場合は出勤を控える（「2. 発熱している場合や風邪症状が見られる場合の行動について」を参照）。

### ③日常生活について

- ・不特定多数の人が集まる店や施設の利用は自粛する。
- ・繁華街の接客を伴う飲食店、ライブハウス、カラオケ、屋内運動施設等については、業種別ガイドラインに基づき、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置など、店舗側で十分な感染防止策がとられている場合を除き、外出機会は極力減らす。
- ・参加者同士の濃厚接触の可能性の高い集会の開催及び参加は自粛する。
- ・不要不急の外出や会合等へ参加する場合は、政府及び大分県の新型コロナウイルス感染症対策本部方針・要請を踏まえ、感染防止に配慮し、各自の判断・責任で行動してください。

### ④国内の移動について

- ・国内への出張、私的な移動に関して、本学で定める「感染警戒地域」への移動及び同地域からの来県（学外来学者含む）は、原則、自粛する（対象地域を通過しただけであれば除外）。
- ・感染警戒地域以外の都道府県をまたいだ出張については、出張者及び所属長が慎重に検討し、必要と認められるものについて手続きを行う。
- ・出張時における、夜の会食は原則、自粛する。

#### 【感染警戒地域（8/17 現在）】

東京都、大阪府、福岡県、沖縄県
-----------------

※感染警戒地域は原則、危機対策本部副本部長（副学長、大学事務本部長）が毎週月曜日に見直す（判断基準：1週間の人口10万人あたりの感染者数）。

### ⑤海外渡航について

- ・外務省ホームページにおいて、感染症危険レベル2以上の国・地域への渡航（私事渡航含む）は、原則、中止してください。

### ⑥その他

- ・会議及び打合せ等の必要性を再確認し、実施の中止、延期や実施方法の変更などを含め、検討する。なお、実施の場合は、感染拡大防止の措置をとる。
- ・「学生指導・研究室単位での研究活動」等については、指導者が感染防止対策を指導することを条件とする。なお、時間は21時までとする。
- ・学内で食堂を利用する場合、学生の昼食時間を避ける。
- ・不明な点や判断できない事項があれば、危機対策本部事務局（大学総務・経理担当）に連絡し、危機対策本部の判断に委ねる。
- ・厚生労働省において開発された「新型コロナウイルス接触感染アプリ（COCOA）」につ

いて、積極的にダウンロードするとともに、学生へも積極的に周知・啓発を行う。

## 2. 発熱している場合や風邪症状が見られる場合の行動について

- ・発熱、咳、全身倦怠感等いずれかの症状がある。あるいは、検温し体温が37.5°C以上ある場合は、無理をせず出勤は控える。
- ・発熱、咳、全身倦怠感等、体調不良の症状が、治療薬を使用しないで体調が完全に回復した場合は、体調が完全に回復して2日後（症状が喪失した日を0日として3日目）から出勤する。
- ・発熱や風邪症状が続く場合は、保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡すること。
- ・医療機関に必ず受診可能かを本人が電話連絡した上で受診することを前提とする。
- ・出勤を控える場合は、事前に大学（所属長及び大学総務・経理担当）に連絡をする。
- ・担当授業は休講とし後日授業を行う。
- ・出勤停止期間中の勤怠の取扱いは、「特別休暇」とする。
- ・自己の行動を記録（把握）すること。

## 3. 感染者発生の場合の行動について

感染者が判明しだい、所管保健所に連絡をとり以下の対応を行う。

### ①感染者（本人）

- ・大学（所属長及び大学総務・経理担当）に連絡をする。
- ・医療機関にて治療及び経過観察を実施する。
- ・所管保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡する。
- ・退院後、大学に電話連絡する。
- ・罹患後の出勤開始については、医師の許可を必要とする（「診断・治癒証明書」を医師に記入していただき、大学総務・経理担当へ提出）。
- ・大学は、発生時に学内（該当の建物等）消毒作業を実施する。
- ・出勤停止期間中の勤怠の取扱いは、「特別休暇」とする。
- ・自己の行動を記録（把握）すること。

### ②濃厚接触者

- ・所管保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡して検査を実施する。
- ・濃厚接触者のうち保健所からPCR検査が必要と判定された者は、検査結果が判明するまで自宅待機する。
- ・濃厚接触者のうちPCR検査が不要と判定された者及びPCR検査の結果が陰性である者は、その後毎日の体温測定など健康観察自己管理に努め、常時のマスク着用を条件に出勤可能とする。
- ・感染の有無に関わらず大学へ電話連絡する。

・大学は、PCR検査の結果に係わらず、PCR検査対象者が出た直後に、学内（該当の建物等）消毒作業を実施する。

※行動範囲によっては、消毒をせずに当該場所を閉鎖する場合もある。

- ・出勤停止期間中の勤怠の取扱いは、「特別休暇」とする。
- ・自己の行動を記録（把握）すること。

**【本件に関する相談窓口】**

○教職員等窓口：大学総務・経理担当 097-524-2700

以上